

医療法人財団 健貢会 総合東京病院 通所リハビリテーション

運営規定

改正履歴				承認印		
改正番号	有効開始日	要旨	理由	作成	審査	承認
0	2018.01.04	初版制定	規格に基づく統合マネジメントシステムの構築、ISO取得のため	金子	古溝	原島
1	2018.04.01	人員変更	異動に伴う人員の変更	金子	古溝	原島
2	2019.04.01	人員変更	異動に伴う人員の変更 拡大に伴う時間・定員の変更	原	古溝	原
3	2024.4.1	内容の追加	介護報酬改定に伴い	小林	阿部	原島

備考

2020.2.28 現在変更なし。

2024.4.1 改定あり

医療法人財団 健貢会 総合東京病院

通所リハビリテーションセンター 運営規程
(通所リハビリテーション)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人財団健貢会が開設する、総合東京病院通所リハビリテーションセンター（以下「事業所という」）が行う、指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者は、要介護状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」）が指定通所リハビリテーションの必要性を認めた高齢者等に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した日常生活が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、中野区をはじめとする関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 医療法人財団 健貢会 総合東京病院
- 2 所在地 東京都中野区江古田3-15-2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名以上（医師）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整・業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上
利用者に対して、診療及び療養上の指導を行う。
- 3 理学療法士 6名以上
医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、居宅で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。
- 4 作業療法士 0名以上
医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、居宅で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。
- 5 介護職員等 介護福祉士、1～3級ヘルパー等有資格者を含む介護職員 0名以上
通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 施設の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜・祝祭日及び年末年始（12月31日から1月3日）は除く。
- 2 営業時間
午前8時30分から午後6時00分
- 3 サービス提供時間
2単位 ①午前9時00分から午後12時15分 ②午後1時30分から午後4時45分

第4章 指定介護予防通所リハビリテーションの定員

(利用定員)

第6条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、次の通りとする。

- 2単位 70人（午前の部 1単位 35名 介護予防通所リハビリも含む）
（午後の部 1単位 35名 介護予防通所リハビリも含む）

第5章 指定通所リハビリテーションの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定通所リハビリテーションの提供方法)

第7条 指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう説明を行う。また、運営規程の概要、通所リハビリテーション計画、その他サービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- ① 居宅と事業所間の送迎
- ② 健康管理
- ③ 機能回復訓練
- ④ 日常生活動作・訓練上の支援
- ⑤ 介護相談
- ⑥ その他、医師の指示によるリハビリテーション訓練

(通所リハビリテーション計画の作成)

第9条

- 1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。
- 2 従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明し、同意を得る。
- 3 通所リハビリテーション計画の策定にあたっては、すでに介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 利用者が介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(利用者の心身の状況等の把握)

第10条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(保健・医療・福祉サービス提供者との連携)

第11条

- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供拒否の禁止)

第12条 正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定通所リハビリテーションの提供が困難と認められた場合は、他の指定通所リハビリテーション事業所の紹介など、必要な措置を講ずる。

(被保険者資格及び要介護認定等の確認)

第13条

- 1 指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- 2 前項の被保険者証の介護保険法第73条第2項に規程する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供する。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第14条

- 1 指定通所リハビリテーションの提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思をふまえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の1カ月前になされるよう、必要な援助を行う。

(法定代理受領サービスを受けるための援助)

第15条 指定通所リハビリテーションの提供に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき、（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定通所リハビリテーションの利用料等)

第16条

- 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、サービス内容を含め、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とする。
- 2 オムツ代 サービスご利用の際に希望にてオムツを使用した場合、枚数分を実費にて徴収する。
- 3 第1項、第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
- 4 第1項、第2項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額、その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者に対して交付する。

(指定通所リハビリテーションの内容、利用料、その他の費用等の記載)

第17条

- 1 指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、法定受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の介護サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
- 2 事業所の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第18条 中野区、練馬区、杉並区の事業所の定めた区域とする。詳細は、別紙1の通り。ただし、提供実施地域は、利用者の健康状態や通常の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な通所リハビリテーションの提供が困難と認められた場合を除く。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第19条

- 1 事業所の従業者は、指定通所リハビリテーションサービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時の応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 事業所の従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 非常時・災害時の対策としては、建物を所有する医療法人財団健貢会総合東京病院と協力し、避難・初期消火を実施する。また、予防として年2回の訓練に参加する。

第9章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第21条 指定通所リハビリテーションのサービス利用者は、管理者や医師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護職員、相談員などの指導による通所リハビリテーション計画に基づく日課を励行し、利用者相互及び事業所の秩序を保ち、相互親睦に努める。

第10章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する区市町村への通知)

第22条 利用者が、正当な理由がなく指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、区市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第23条

- 1 利用者に対して、適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、事業所の従業者の勤務体制を定める。

- 2 従業員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - ② 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第24条

- 1 従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 2 利用者の使用する事業所、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講ずる。

(秘密保持と個人情報の保護)

第25条

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、在職中及び退職後も正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、この守秘義務は契約終了後も同様である。
- 2 事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いない。
- 3 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報および電送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(掲 示)

- 第26条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 2 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第27条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して当該指定通所リハビリテーションを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第28条

- 1 提供した指定通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 2 自ら提供した指定通所リハビリテーションに関して、介護保険法第23条の規定により、区市町村からの文書の提出・提示の求め、又は区市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。区市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 指定通所リハビリテーション等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定通所リハビリテーションに関して、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第29条

- 1 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族・主治医、利用者に係わる居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措

置を講じる。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(賠償責任)

第30条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償する。

(会計の区分)

第31条 指定通所リハビリテーションの会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第32条

1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第33条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第34条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第35条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療財団法人健貢会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成30年1月4日より施行する。

一部改定 令和6年4月1日

別紙1)

通常の事業の実施地域

(令和6年4月1日現在)

区	地名	丁目	丁目	丁目	丁目	丁目	丁目
中野区	江古田	1	2	3	4		
	沼袋	1	2	3	4		
	江原町	1	2	3			
	松が丘	1	2				
	上高田	1	2	3	4	5	
	野方	1	2	3	4	5	6
	大和町	1	2	3	4		
	白鷺	1	2	3			
	新井	1	2	3	4	5	
	鷺宮	1	2	3	4	5	6
	上鷺宮	1	2	3	4	5	
	若宮	1	2	3			
	東中野	3					
	中野	4	5	6			
	丸山	1	2				
練馬区	豊玉中	1	2	3	4		
	豊玉北	1	2	3	4	5	6
	豊玉南	1	2	3			
	豊玉上	1	2				
	中村	1	2	3			
	中村南	1	2	3			
	中村北	1	2	3	4		
	小竹町	1	2				
	羽沢	1	2				
	桜台	1	2	3	4	5	6
	栄町						
	旭丘	1	2				
	練馬	1	2	3	4		
	貫井	1	2	3	4	5	
	富士見台	1	2	3			
	高松	1					
	南田中	1	2				
	春日町	1	3	5			
	早宮	1	2	3	4		
	向山	1	2	3	4		
杉並区	阿佐ヶ谷北	1	4	6			
	阿佐ヶ谷	1	4	5	6		
	高円寺北	1	2	3	4		
	下井草	2					
	井草	1	2	3			
豊島区	千早	3	4				
	長崎	3	4	5	6		
	南長崎	3	4	5	6		
新宿区	中井	1	2				
	中落合	3	4				
	西落合	1	2	3	4		
	上落合	3					

医療法人財団 健貢会 総合東京病院

通所リハビリテーションセンター 運営規程

(介護予防通所リハビリテーション)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人財団健貢会が開設する、総合東京病院通所リハビリテーションセンター（以下「事業所」という）が行う、指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者は、要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」）が指定介護予防通所リハビリテーションの必要性を認めた高齢者等に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した日常生活が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、中野区をはじめとする関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 医療法人財団 健貢会 総合東京病院
- 2 所在地 東京都中野区江古田3-15-2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名以上（医師）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整・業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上
利用者に対して、診療及び療養上の指導を行う。
- 3 理学療法士 6名以上
医師の指示及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居家で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。
- 3 作業療法士 0名以上
医師の指示及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居家で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。
- 4 介護職員等 介護福祉士、1～3級ヘルパー等有資格者を含む介護職員 1名以上
介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護予防通所リハビリテーションの提供を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 施設の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜・祝祭日及び年末年始（12月31日から1月3日）は除く。
- 2 営業時間
午前8時30分から午後6時00分
- 3 サービス提供時間
2単位 ①午前9時00分から午後1時15分 ②午後1時30分から午後5時45分

第4章 指定介護予防通所リハビリテーションの定員

(利用定員)

第6条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、次の通りとする。

- 2単位 70人（午前の部 1単位 35名 通所リハビリも含む）
（午後の部 1単位 35名 通所リハビリも含む）

第5章 指定介護予防通所リハビリテーションの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供方法)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう説明を行う。また、運営規程の概要、介護予防通所リハビリテーション計画、その他サービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- ① 居宅と事業所間の送迎
- ② 健康管理
- ③ 機能回復訓練
- ④ 日常生活動作・訓練上の支援
- ⑤ 介護相談
- ⑥ その他、医師の指示によるリハビリテーション訓練

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第9条

- 1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。
- 2 従業者は、それぞれの利用者に応じた介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明し、同意を得る。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画の策定にあたっては、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(利用者の心身の状況等の把握)

第10条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者に係る地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(保健・医療・福祉サービス提供者との連携)

第11条

- 1 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供拒否の禁止)

第12条 正当な理由なく指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供が困難と認められた場合は、他の指定介護予防通所リハビリテーション事業所の紹介など、必要な措置を講ずる。

(被保険者資格及び要介護認定等の確認)

第13条

- 1 指定介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定（以下「要支援認定等」という）の有無、要支援認定等の有効期間を確認する。
- 2 前項の被保険者証の介護保険法第73条第2項に規程する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定介護予防通所リハビリテーションを提供する。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第14条

- 1 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者には、要支援認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思をふまえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 2 介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の1カ月前になされるよう、必要な援助を行う。

(法定代理受領サービスを受けるための援助)

第15条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき、（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用料等)

第16条

- 1 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、サービス内容を含め、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とする。
- 2 オムツ代 サービスご利用の際に希望にてオムツを使用した場合、枚数分を実費にて徴収する。
- 3 第1項、第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

- 4 第1項、第2項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額、その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者に対して交付する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容、利用料、その他の費用等の記載)

第17条

- 1 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供日及び内容、法定受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
- 2 事業所の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

- 第18条 中野区、練馬区、杉並区の事業所の定めた区域とする。詳細は別紙1の通り。ただし、提供実施地域は、利用者の健康状態や通常の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な通所リハビリテーションの提供が困難と認められた場合を除く。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第19条

- 1 事業所の従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションサービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時の応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 事業所の従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第20条 非常時・災害時の対策としては、建物を所有する医療法人財団健貢会総合東京病院と協力し、避難・初期消火を実施する。また、予防として年2回の訓練に参加する。

第9章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

- 第21条 指定介護予防通所リハビリテーションのサービス利用者は、管理者や医師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護職員、相談員などの指導による介護予防リハビリテーション計画に基づく日課を励行し、利用者相互及び事業所の秩序を保ち、相互親睦に努める。

第10章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する区市町村への通知)

- 第22条 利用者が、正当な理由がなく指定介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わずに要支援状態等の程度を悪化させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、区市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第23条

- 1 利用者に対して、適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、事業所の従業員の勤務体制を定める。
- 2 従業員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第24条

- 1 従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 2 利用者の使用する事業所、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講ずる。

(秘密保持と個人情報の保護)

第25条

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、在職中及び退職後も正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、この守秘義務は契約終了後も同様である。
- 2 事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いない。
- 3 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報および電送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(掲 示)

- 第26条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 2 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するものとする。

(地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第27条 地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して当該指定介護予防通所リハビリテーションを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第28条

- 1 提供した指定介護予防通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 2 自ら提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関して、介護保険法第23条の規定により、区市町村からの文書の提出・提示の求め、又は区市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。区市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関して、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第29条

- 1 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族・主治医、利用者に係わる地域包括センターをはじめとする介護予防支援事業者と連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(賠償責任)

第30条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償する。

(会計の区分)

第31条 指定介護予防通所リハビリテーションの会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第32条

- 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第33条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第34条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第35条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療財団法人健貢会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成30年1月 4日より施行する。

一部改定 令和6年4月1日

別紙1)

通常の事業の実施地域

(令和6年4月1日現在)

区	地名	丁目	丁目	丁目	丁目	丁目	丁目
中野区	江古田	1	2	3	4		
	沼袋	1	2	3	4		
	江原町	1	2	3			
	松が丘	1	2				
	上高田	1	2	3	4	5	
	野方	1	2	3	4	5	6
	大和町	1	2	3	4		
	白鷺	1	2	3			
	新井	1	2	3	4	5	
	鷺宮	1	2	3	4	5	6
	上鷺宮	1	2	3	4	5	
	若宮	1	2	3			
	東中野	3					
	中野	4	5	6			
	丸山	1	2				
練馬区	豊玉中	1	2	3	4		
	豊玉北	1	2	3	4	5	6
	豊玉南	1	2	3			
	豊玉上	1	2				
	中村	1	2	3			
	中村南	1	2	3			
	中村北	1	2	3	4		
	小竹町	1	2				
	羽沢	1	2				
	桜台	1	2	3	4	5	6
	栄町						
	旭丘	1	2				
	練馬	1	2	3	4		
	貫井	1	2	3	4	5	
	富士見台	1	2	3			
	高松	1					
	南田中	1	2				
	春日町	1	3	5			
	早宮	1	2	3	4		
	向山	1	2	3	4		
杉並区	阿佐ヶ谷北	1	4	6			
	阿佐ヶ谷	1	4	5	6		
	高円寺北	1	2	3	4		
	下井草	2					
	井草	1	2	3			
豊島区	千早	3	4				
	長崎	3	4	5	6		
	南長崎	3	4	5	6		
新宿区	中井	1	2				
	中落合	3	4				
	西落合	1	2	3	4		
	上落合	3					

文書番号	TGH-3通001	改正番号	3	頁	16/17
------	-----------	------	---	---	-------